

## 北本市議会モニター設置要綱

### (設置)

第1条 市民からの要望、提言その他の意見（以下「意見等」という。）を広く聴取し、市議会の運営に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とし、議会モニターを設置する。

### (職務)

第2条 議会モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議、常任委員会又は特別委員会（秘密会を除く。）を傍聴し、又は本会議を録画した映像を視聴し、当該会議の運営に関する意見等を提出すること。
- (2) 市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (3) 市議会が主催する意見交換会に出席し、議会運営に関する意見を交換すること。

### (資格)

第3条 議会モニターは、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者
- (2) 年齢が満18歳以上である者
- (3) 議会運営に深い关心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有する者
- (4) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤の職員でない者

### (定員)

第4条 議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が認めたときは、この限りでない。

### (委嘱)

第5条 議会モニターは、次に掲げる者の中から、議長が委嘱する。

- (1) 公募による者
  - (2) 議長が適当と認めた団体等から推薦された者
- 2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会運営委員会の意見を聴かなければならない。

(任期)

第6条 議会モニターの任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議会モニターは、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えることはできない。

(解嘱)

第7条 議長は、議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときはこれを解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する職務を遂行しないとき。
- (3) 第3条各号に規定する資格を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会モニターとしてふさわしくないと議長が認めたとき。

(提出された意見等の処理)

第8条 議長は、議会モニターから意見等が提出されたときは、必要に応じて、議会運営委員会に当該意見等を送付し、当該意見に係る対応を検討させるものとする。

2 前項の規定による検討の結果は、原則として、当該意見等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(謝礼)

第9条 議長は、議会モニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月10日から施行する。